第4期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画(案)概要

〈計 画 期 間〉令和6年度から令和11年度

〈計画の目的〉

歯科口腔保健に係る本県の現状や取組方針、行政及び歯科保健医療従事者等の役割分担を明確化し、県民の歯と口腔の健康づくりの環境整備、行動・意識の改善を着実に推進する。

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 歯科口腔保健医療を推進するための 基本的事項

- 1 ライフステージにおける歯と口腔の健康づくりに関する目標・計画
- (1) 妊産婦期・乳幼児期【出生前から5歳】
- (2) 学齢期【概ね6歳から19歳】
- (3)成人期【概ね20歳から64歳】
- (4) 高齢期【概ね65歳以上】
- 2 定期的に歯科検診等を受けることができない人に■関する歯科口腔保健目標・計画
- (1) 介護を必要とする高齢者
- (2) 障がい児(者)
- (3)無歯科医地区に在住する通院困難者
- 3 歯科口腔保健の推進に必要な社会環境の整備に関する計画
- (1) 歯科口腔保健推進のための環境整備
- (2) 正しい知識の普及啓発
- (3) 歯科口腔保健に必要な人材の確保・育成
- (4) 歯科口腔保健に関わる人の連携・協力
- (5) 歯科口腔保健に関する調査・情報の提供
- (6) 口腔がん対策
- (7) 周術期口腔保健対策
- (8)口腔外傷対策
- (9) 災害対策
- (10) 地域包括ケアシステムにおける在宅歯科医療提供体制の整備

第4期計画における取組みの視点

ライフステージに応じた歯科疾患予防・口腔機能維持向上の 推進

【妊産婦期(胎児期)】 胎児の口腔内発育状況

【乳幼児期】発達状況に応じた歯列・口腔環境の獲得

【学齢期】 う蝕予防、良好な口腔環境の獲得

【成人期】 う蝕・歯周病予防、口腔機能の維持

【高齢期】 口腔機能の維持、歯の喪失防止、

誤嚥リスクの低下、全身状態の低下予防

歯科疾患予防(う蝕予防・歯周病予防)

- ○フッ化物の応用
- ○定期的な歯科受診
- ○かかりつけ歯科医の促進
- ○歯口清掃等の歯科保健指導の充実
- ○歯の喪失防止

口腔機能の維持・向上

○口腔機能の低下予防

歯科口腔保健の推進

- ○歯科口腔保健の正しい知識の普及
- ○歯科口腔保健を担う人材の確保、資質向上

定期的に歯科検診等を受けることができない者への口腔保 健の推進

○要介護者高齢者・障がい児(者)への歯科保健医療の対応

歯科口腔保健の推進に必要な社会環境の整備

○歯科口腔保健に必要な人材の確保・育成